

令和7年度姫路市立学校における  
小中高一気通貫型探究学習支援事業業務委託  
公募型プロポーザル募集要項

令和7年5月  
姫路市

## 1 募集の概要

平成30年3月に告示され、令和4年度入学生から年次進行で実施されている高等学校の学習指導要領において、「総合的な探究の時間」が新たに設定されており、探究的な学習の必要性がますます高まっている。本市の令和8年度に開校する市立高等学校では、探究学習を重視することとしており、その内容の構築を進めている。

本事業では、既存の市立3高等学校における現地調査の実施による市立高等学校の探究学習における課題を整理し、「姫路の“ヒト・モノ・コト”」を利活用しながら、産官学が連携して姫路の社会全体で子供の学びを支援していく、市立新設高等学校における実践重視の探究学習のカリキュラム案の作成、及び市立の小・中・高等学校の教職員に対して探究学習に関する研修を実施するとともに、研修資料として活用できる事例記事や事例動画の作成を目的とする。

応募のあった提案については、現地調査やカリキュラム開発支援、教職員研修に関する提案及び価格を重視した総合点により選定を実施するので、本プロポーザルに参加する者の経験、アイデア、創意工夫あふれる提案を積極的に行うこと。

また、本要項で触れられていない事項であっても、本市にとって有益であるという提案を併せて行うこと。

## 2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 次の全てに該当すること。

ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

(8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

(9) 平成30年4月1日以後に受けた、国、地方公共団体、又は私立学校法第3条に規定される学校法人が発注した探究学習カリキュラム開発の業務の履行実績を有すること。

※ 「探究学習カリキュラム」とは、中学校または高等学校における総合的な学習の時間または総合的な探究の時間の年間計画を指す。

### 3 プロポーザルに関する担当部局等

#### (1) 担当部局

姫路市教育委員会事務局学校教育部学校指導課指導係（以下「学校指導課」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 北別館6階

電話 (079) 221-2766

FAX (079) 221-2749

#### (2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和7年（2025年）5月12日から 令和7年（2025年）7月7日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	学校指導課

#### 4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日 時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和7年5月12日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和7年5月26日午後4時まで
3	参加資格確認結果の通知	令和7年5月28日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和7年6月4日午後4時まで
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和7年6月10日午後1時から
6	提案資料提出書類の受付期限	令和7年6月18日午後4時まで
7	契約候補者の特定	令和7年6月24日
8	契約候補者の通知	令和7年6月25日
9	契約締結予定及び審査結果の公表	令和7年7月7日

#### 5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却を行わない。

##### ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式1－1）
- (イ) 履歴事項全部証明書（令和7年2月12日以降に発行された最新のもの（写し可））
- (ウ) 業務実績調書（様式1－2）
- (エ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたもの（写し可）、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (オ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたもの（写し可））

##### イ 提出部数

1部

##### ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和7年（2025年）5月12日から 令和7年（2025年）5月26日まで 本市の休日を除く
閲覧の場所	学校指導課 (参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続きに必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/xxxxxxxx.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/xxxxxxxx.html</a> ) )

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達の記録が確認できるものによること。

オ 提出場所

学校指導課

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和7年5月22日午前9時から同月26日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和7年5月28日までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年6月4日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により学校指導課に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式2）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

kyo-gakosido@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和7年6月4日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和7年6月10日午後1時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する、「令和7年度姫路市立学校における小中高一気通貫型探究学習支援事業業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式4-3及び様式4-5～8（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとすること。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達の記録が確認できるものによること。

(4) 提出場所

学校指導課

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和7年6月13日午前9時から同月18日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

## 9 提案資料の審査及び契約候補者の特定

### (1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、令和7年度姫路市立学校における小中高一気通貫型探究学習支援事業業務委託プロポーザル審査委員会において実施する。

ウ 審査の過程において、提案資料に係る質問及びヒアリングは実施しないものとする。

エ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

### (2) 評価項目及び評価基準

#### ア 提案等に関する評価

評価項目	評価基準	配点	得点
提案内容	(1) 業務実施方針	・本業務の課題及び課題解決等の実施方針についての認識が妥当か。	20点
	(2) 業務実施体制	・要求水準書を踏まえた上で、効果的な人員配置体制となっているか。	20点
	(3) 業務計画	・要求水準書を踏まえた上で、効果的なスケジュール設定となっているか。	20点
	(4) 探究カリキュラム作成実績	・国、地方公共団体、又は私立学校法第3条に規定される学校法人が発注した探究カリキュラム開発の業務の履行実績があるか。 ※実績は5つを上限として提案書に記載し、契約書及び業務内容のわかる書類（特記仕様書等）の写しを提出すること。 ※中学校のカリキュラム開発の実績は2点、高等学校のカリキュラム開発の実績は4点とする。	360点
	(5) 市立3高等学校の現地調査に関する提	・現地調査に係る回数や調査結果の整理について、効果的な提案となってい	90点

	案	るか。		
	(6) 新設高等学校の探究カリキュラム案作成に関する提案	・探究カリキュラム案作成に係る方法や内容が具体的かつ効果的な提案となっているか。	90点	
	(7) 教職員研修に関する提案	・要求水準書を踏まえた教職員研修について効果的な提案となっているか。	90点	
	(8) その他・追加提案	・本市や教職員にとって有益な提案があるか。	10点	

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

((4) 探究カリキュラム作成実績は除く)

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

#### イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式5に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

配点は40点とし、以下の算出式により算出する。

$$(1 - \text{事業費（受託希望金額）} \div \text{提案上限金額}) \times 40 \text{点}$$

※ただし、事業費（受託希望金額）が提案上限金額を上回る場合は、その参加者の提案を不採用とする。

#### ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の平均点と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計により算出する（満点400点）。

### (3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和7年6月24日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかつた提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、令和7年7月1日午後4時までに、本件業務の見積書を学

校指導課に提出すること。

- カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和7年7月7日を目途に姫路市ホームページに掲載する。
- キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

## 1 0 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号才と同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

## 1 1 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第9項第1号才の規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により学校指課に持参又は郵送（書留郵便等、配達の記録が確認できものに限る。）で提出すること。  
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

## 1 2 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第198号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

## 1 3 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて

保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

#### 1.4 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

#### 1.5 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者について、契約締結後に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、当該契約を解除することができる。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (6) 審査結果について、契約締結後に、別紙「公募型プロポーザルの審査結果について」のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。